

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和3年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
甲府地方法務局	甲府市後屋町
甲府地方法務局	甲府市上阿原町
甲府地方法務局	甲府市上今井町
甲府地方法務局	甲府市上町
甲府地方法務局	甲府市小瀬町
甲府地方法務局	甲府市酒折三丁目
甲府地方法務局	甲府市城東四丁目
甲府地方法務局	甲府市城東五丁目
甲府地方法務局	甲府市高成町
甲府地方法務局	甲府市宝一丁目
甲府地方法務局	甲府市千塚一丁目
甲府地方法務局	甲府市千塚二丁目
甲府地方法務局	甲府市千塚三丁目
甲府地方法務局	甲府市千塚五丁目
甲府地方法務局	甲府市羽黒町
甲府地方法務局	甲府市横根町
甲府地方法務局	甲府市丸の内二丁目
甲府地方法務局	甲府市山宮町
甲府地方法務局	笛吹市芦川町鶯宿
甲府地方法務局鯉沢支局	南巨摩郡身延町身延
甲府地方法務局大月支局	上野原市欄原
甲府地方法務局大月支局	北都留郡丹波山村字船久保
甲府地方法務局大月支局	北都留郡丹波山村字保野瀬
甲府地方法務局吉田出張所	富士吉田市小明見三丁目